

小売電気事業者に関する 今後の対応について①

2022年10月25日(火) 第78回 制度設計専門会合 事務局提出資料



本日の御議論

- 第76回制度設計専門会合において、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るため、 小売電気事業の①事業開始時、②事業開始後、③事業撤退時の3段階について、 必要な対応に関する検討の方向性等を御議論頂いたところ。
- ◆ 本日は、具体的な対応等について御意見を頂きたい(なお、託送解約の運用に関する個別論点については、資料4-2でご議論頂く予定)。

①事業開始時に関する論点

【参考】小売登録審査の現状

- 自由化が進められた小売電気事業については、公正な競争の結果、小売電気事業者の撤退等は発生しる。そのため、仮に事業者の撤退等が発生しても、一般送配電事業者からの送電が直ちに停止することはない等の仕組みとすることによって、需要家保護を図ってきた。
- 一方で、<u>登録後、短期間に事業継続に深刻な支障が生ずることとなれば、登録制度</u> そのものの信頼性が損なわれ、小売市場に混乱をきたすおそれがある。
- そのため、小売登録審査においては、電気の使用者の利益の保護の観点から、財務の 健全性について一定の確認を行うため、決算書類の提出を求めてきたところ。
- 決算書類の確認にあたっては、明らかに短期間に事業継続が困難になることが無いかといった点を重視し、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者に該当するか否かを総合的に判断している。

【参考】小売登録審査に関する今後の方向性

- これまでの審査では、主に短期的な事業継続性の確認に焦点を当ててきた。一方で、 唐突な事業撤退による需要家への影響を抑制するためには、**持続可能な事業運営**を 行っていくことも重要である。
- 近年、電力市場価格の高騰や、価格変動の顕著化など、持続可能な事業運営を行う ことの難しさが顕在化してきているところ。
- そのため、審査では、短期のみならず、中期的な事業継続性についても、申請者に説明を求めてはどうか。具体的には、資金見通しを含めた「事業計画」の提出を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促すこととしてはどうか。
- リスク管理体制の構築にあたっては、例えば、以下のように、リスク要因・対策・KPI等の整理を求めることも一案ではないか。

No.	リスク要因	対策	KPI
1	● 調達価格の変動リスク	● 年間調達電力量合計に占める 先物取引等でヘッジされていない 比率を一定割合以下とする。	● 先物取引等でヘッジされていない 比率を○%以下とする。
	***	***	•••

■ また、審査において提出を求める資料等については、今後の小売登録審査の状況等を 踏まえて、柔軟に見直すこととしてはどうか。

小売登録審査における追加申請書類

- 小売登録申請を行う者に対し、市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促すため、以下のとおり、「①事業上のリスク要因、②対策、③KPI」を整理した様式の提出を求めてはどうか。
- 当該様式は、「申請者に対し、自らリスク分析・管理を行うよう促す」という趣旨を踏まえ、原則 自由記載とするが、あわせて、最低限記載すべき事項を提示することとしてはどうか。
- 具体的には、小売電気事業における一般的かつ重要なリスクである「①電力調達価格の変動、 ②インバランスの発生、③小売電気事業者間での競争」については、最低限、対策及びKPIの 記載を求めてはどうか。

【参考】「リスク分析・管理に関する様式」のイメージ

No.	事業上のリスク要因	リスク要因への対策	対策に関するKPI
1	電力調達価格の変動		
2	インバランスの発生	•••	•••
3	小売電気事業者間での競争	•••	•••
4			

赤枠内は自由記載

● その上で、上記の「リスク分析・管理」の検討結果を踏まえて、その結果を反映した「事業計画」の 提出も求めてはどうか。当該計画は自由記載であるものの、申請者に対し中期的な事業継続性 の説明を求めるという趣旨を踏まえ、形式要件として「3年間」の計画としてはどうか。

②事業開始後に関する論点

2022年8月30日 第76回 制度設計専門会合 資料3を事務局にて一部加丁

- スポット市場価格の高騰など、事業リスクが高まっている中で、小売電気事業者に対し、 持続可能な事業運営を促していくことが重要である。
- また、唐突な事業撤退等による需要家への影響を抑制するため、国が事業運営の状況 を適切に把握するための仕組みも必要である。
- これを踏まえ、事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、 「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告することとしてはどうか。
- 具体的には、「資金の概況」において、例えば、現預金残高に着目し、売上高との比較等を通じて、現預金の確保状況等を確認し、必要に応じて対策を講じる、といった効果が期待されるのではないか。
- また、「リスク管理体制の運用状況」において、例えば、以下のように、リスク要因・対策・ KPI等の他、KPIの達成状況等も記載することで、リスク管理体制を確認するきっかけと なることが期待されるのではないか。

No.	リスク要因	対策	KPI	KPIの達成状況
1	● 調達価格の変動リスク	● 年間調達電力量合計に占める 先物取引等でヘッジされていない 比率を一定割合以下とする。	● 先物取引等でヘッジされていない 比率を○%以下とする。	● 達成 (先物取引等の割合 : △%)
	•••	•••	•••	

2022年8月30日 第76回 制度設計専門会合 資料3を事務局にて一部加丁

- 上記の「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」の報告を求める場合は、報告対象や頻度等について、実務を踏まえつつ検討を進めることが必要である。
- また、上記報告を通じたセルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う ことが重要である。
- モニタリング対象や方法等は、報告内容や事業規模等を踏まえて決定することとし、<u>効果的・効率的にモニタリングを行う</u>ことが必要ではないか。また、モニタリングにおいては、例えば、「KPIの設定根拠」や「KPIの達成状況に関する根拠」等について説明を求めることで、事業者によるセルフチェックの実効性を高めることに主眼を置いてはどうか。
- さらに、モニタリングを通じ、**唐突な事業撤退等の予兆**が見られた場合には、報告徴収等を実施し、**需要家への影響の抑制策の検討等を求める**こととしてはどうか。
- なお、英国では、小売電気事業の許可を取得した事業者に対するモニタリング手法として、リスクシナリオを用いた「ストレステスト」の導入が進められているが、その手法は発展 途上である。また、英国においては、事業者撤退時の需要家の受け皿を、政府が予め 指定する制度(ラストリゾート指令)が設けられているなど、我が国の電力市場制度と は設計思想が大きく異なる点にも留意が必要である。

セルフチェック・定期報告の内容①(リスク管理体制の運用状況)

- 「リスク管理体制の運用状況」については、小売登録審査で提出を求める「リスク分析・管理に 関する様式」と同様 (※) とし、当該様式に「KPIの達成状況」を追加してはどうか。
 - (※) 「電力調達価格の変動」、「インバランスの発生」及び「小売電気事業者間での競争」については、最低限記載を求める。
- その上で、本件は、組織体制に関わることであることから、**年1回の頻度で定期的にセルフチェック** し、**電力取引報の一部として国に報告**することとしてはどうか。

【参考】「リスク管理体制の運用状況」に関する報告様式のイメージ

No.	事業上のリスク要因	リスク要因への対策	対策に関するKPI	KPIの達成状況
1	電力調達価格の変動			
2	インバランスの発生			
3	小売電気事業者間での競争			
4				

赤枠内は自由記載

セルフチェック・定期報告の内容②(資金の概況)

- 「資金の概況」については、比較的短期の現預金の確保状況等をセルフチェックすることが目的であることから、以下のとおり、四半期に1回の頻度で、「過去3ヶ月と今後3ヶ月」の現預金残高の見通し等を記載し、電力取引報の一部として国に報告することとしてはどうか。
- なお、小売電気事業以外の事業を兼業している事業者が多く存在しているが、「資金の概況」では、原則、小売電気事業単体での現預金残高の見通しを記載することとしてはどうか。

【参考】「資金の概況」に関する報告様式のイメージ

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	月間電力販売額	100	100	100	100	100	100
2	月末の現預金残高 (小売電気事業単体での数値 ^(※1))	30	25	35	20	10	5
3	②/① ^(※2)	0.3	0.25	0.35	0.2	0.1	0.05
4	インバランス支払額 (速報値でも可。BG内で按分 ^(※3) も可。)	10	15	5	25	50	40
5	4/1 (%4)	0.1	0.15	0.05	0.25	0.5	0.4

- (※1) 小売電気事業単体での現預金残高が把握困難な場合は、事業者全体としての現預金残高を、売上高ベースで配賦する事も可とする。
- (※2)電力販売額と現預金残高とのバランスを表す指標。事業規模(売上高)に比して、どの程度、現預金が確保されているかを把握するための参考情報となる。
- (※3) 親BGと子BGの契約内容に応じて記載する。
- (※4)電力販売額とインバランス支払額とのバランスを表す指標。電源確保が適切に実施できているかを把握するための参考情報となる。

セルフチェック・定期報告の対象者①

- 「持続可能な事業運営のため、小売電気事業者が事業の持続可能性を定期的にセルフチェックする」という趣旨を踏まえると、原則、全ての小売電気事業者を「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」の提出対象者にすべきと考えられる。
- 一方で、効果的・効率的な制度運用も重要である。
- まず、<u>みなし小売電気事業者は、</u>特定小売供給義務が課せられており、毎年、業務及び経理に関する国の監査を受ける必要があるなど、<u>他の小売電気事業者よりも事業運営について一段と厳しく確認されている。そのため、みなし小売電気事業者に対して、更にセルフチェック・定期報告を求める必要性は薄いと考えられることから、「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」ともに提出不要としてはどうか。</u>
- また、**需要家がいない小売電気事業者についても**、保護すべき需要家がおらず、社会的負担に繋がる可能性が低いため、「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」ともに提出不要としてはどうか。(ただし、需要家を獲得する見込みが立った場合は、その段階で提出対象とする。)

セルフチェック・定期報告の対象者②

- その上で、四半期ごとに報告が必要な「資金の概況」については、事業者の実務負担も踏まえ、 安定的な財務基盤が確保されていると推定される小売電気事業者は提出不要としてはどうか。
- 具体的には、**以下の2要件のいずれかを満たす場合**は、**次の四半期の「資金の概況」**について **提出不要**としてはどうか。
- ただし、これらの要件を満たした小売電気事業者であっても、例えば、一般送配電事業者から「インバランス料金の未収リスクに備えた保証金」を求められた場合など、国が必要と認める場合は、「資金の概況」の提出を求めることとする。
- なお、これらの要件は、今後の制度運用状況等を踏まえて、適時に見直すこととする。

要件		趣旨		
1	小売電気事業者自身の 資本金が5億円 以上であること。 また、当該事業者の計算書類について、 「継続企業の前提に関する注記」が無く、 かつ、「無限定適正意見」が表明されていること。	 小売電気事業者自身の資本金が5億円以上の場合、当該事業者は、計算書類について会計監査人による監査を受けることとなっている。 その上で、当該計算書類について、①「継続企業の前提に関する注記」が無く、かつ、②会計監査人が「無限定適正意見」を表明している場合は、安定的な財務基盤を確保されていると推定する。 		
2	小売電気事業者の 親会社が上場企業 等であって、純資産額が50億円以上 で あること。	 小売電気事業者の親会社が、機動的な資金調達が可能である場合には、財務面でのバックアップが期待でき、小売電気事業者の財務基盤は安定的なものであると推定される。 これを踏まえ、当該親会社について、金融商品取引法における有価証券報告書又は四半期報告書の提出が義務づけられている上場企業等であって、かつ、当該報告書で「純資産額が50億円以上」であれば、機動的な資金調達が可能であると推定する。 (※なお、「純資産額が50億円以上」の要件は、東京証券取引所のプライム市場の上場基準のうち、財政状態に関する基準値を参考に設定。) 		

【参考】保証金の請求事由について

- 現行の託送供給等約款上、未収リスク抑制の観点から、①料金の支払い延滞、②新たな供給開始、③契約電力等の増加の場合に、一般送配電事業者は必要に応じて保証金を求めることができると規定されているが、インバランスが大幅に増加等していることを理由に保証金を求めることは明示されていない。
- しかし、未収リスク抑制の観点から保証金が措置されていることに鑑みれば、大規模なインバランス 料金が急増する可能性がある場合に、当該料金債権の未収リスクを低減する方策として、保証 金を必要に応じて求めることを検討すべきではないか。
- 具体的には、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する 約款改定を行ってはどうか。
- また、約款の運用に当たっては、a.調達率が急激に低下するなどしてインバランス量が急増し、 b.インバランス量が大規模であり、c.一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売 電気事業者が応じない場合に、一般送配電事業者の判断で必要に応じて保証金を求めること としてはどうか。
- なお、上記の運用に当たっては、小売電気事業者への事業継続への影響に鑑み、保証金を求める必要性を一般送配電事業者において慎重に検討した上で行うことが妥当ではないか。

託送供給等約款(東京電カパワーグリッド株式会社)

35 保証金

- (1) 契約者の場合は、次によります。
 - イ 当社は、<u>料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力等を増加される契約者</u>から、<u>接続供給の開始もしくは再</u> 開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
 - ハ 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。
 - 二 当社は、保証金について利息を付しません。
 - ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、八により支払額に充当した場合は、 その残額をお返しいたします。

セルフチェック・定期報告に対する国のモニタリング

● 小売電気事業者が行うセルフチェック・定期報告に対する「**国のモニタリング」の目的**は以下の2点である。

目的①	セルフチェックの実効性を高める こと。
目的②	唐突な撤退の予兆がある場合、事業者に対し、 需要家への早期周知等の追加的な対策を求める こと。

- ①の目的を踏まえれば、例えば、国が抽出した事業者に対して、**国が定期的に** (例えば年1回) **モニタ リング**することが考えられる。具体的には、「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」について、 **セルフチェックのエビデンスの提出等を求める**ことが想定される。
- また、当該モニタリングの結果は、**事業者名を匿名化**した上で、提出を求めたエビデンスの種類やその確認方法など、<u>概要を公表</u>することとしてはどうか。なお、仮に、<u>報告内容に虚偽が判明した場合</u> (エビデンスが存在しない場合も含む) は、必要に応じ、<u>業務改善勧告や事業者名の公表</u>等を行うことも考えられる。
- その上で、②の目的については、例えば、「リスク管理体制の運用状況」におけるKPIの達成状況、 「資金の概況」の数値、当委員会事務局の相談窓口に寄せられた問い合わせ等の情報を総合 的に勘案し、必要に応じて、事業者に対しヒアリング等を行うこととする。
- なお、国のモニタリングを効果的・効率的に行う観点から、**報告様式のデジタル化(DX化)**にも取り組むこととする。

需要家への情報提供

- 第76回制度設計専門会合において、小売電気事業者の財務状況等に関する情報を需要家に 提供することについて、ご意見があったところ。
- 昨今の小売電気事業者の事業撤退・倒産等の増加を踏まえれば、従来よりも、契約先の検討 材料として、財務状況等を重視する需要家が増加することも考えられる。
- 一方で、国が小売電気事業者の財務状況等に関する情報を公表したり、国が事業者に対して公表を義務づけることは、**営業上の秘密を開示することとなったり、事業者の信用を毀損することとなる可能性**がある。そのため、需要家が財務状況等に関する情報を入手することの必要性との比較衡量など、**慎重な検討が必要**である。
- これを踏まえ、小売営業GLに次のような内容を追記することで、**情報提供の促進を可能な範囲** で図るとともに、**虚偽又は誤解を招く方法で情報提供を行うことが「問題となる行為」であること** を明確化してはどうか。

「電力の小売営業に関する指針(小売営業GL)」への追記イメージ		
望ましい行為	• 自社の財務状況等に関する情報について、可能な範囲で、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて 需要家に分かりやすく情報提供することが望ましい。	
問題となる行為	小売電気事業者が、虚偽又は誤解を招く方法で、自社の財務状況等に関する情報を提供することは、 問題となる。	

③事業撤退時に関する論点

事業撤退時の周知期間等

- 第76回制度設計専門会合では、事業の休廃止時(撤退時)において、需要家の契約切替のための期間が、事業者の事業規模や需要家の属性等によって異なり得ることを踏まえて、必要な 周知期間等の検討を進めることとしたところ。
- その上で、①小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合のみならず、②小売電気事業者 が撤退時期を決定できない場合も想定される。例えば、第77回制度設計専門会合で御議論を 頂いた「インバランス料金の未収リスクに備えた保証金」を請求され、その後、託送解約される場合 は、「②小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合」に該当する。そのため、各々の場合に おける需要家への適切な周知の在り方について、今回、御議論を頂きたい。
- なお、これまで、事業撤退に伴って、事業者側から解約する場合の具体的な周知方法について、 御議論を頂いた。その上で、今回、需要家側から解約する場合に必要な対応についても事務局 で検討した。

「小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合」の周知期間①

- 低圧の契約切替においては、通常、スイッチング支援システムを利用することになるが、原則としてマッチング日から起算して1営業日(※スマートメータへの取換えが未了の場合は8営業日)に2暦日を加えた日以降であれば切替が可能である(送配電等業務指針第254条第3項)。
- その上で、契約切替手続のほか、需要家が切替先を検討して申し込むための期間を十分に確保する必要がある。
- これらを踏まえ、30日以上の周知期間が必要と考えられるのではないか。

(※なお、他法令の例として、電気通信事業法でも、原則として休廃止する日の前日から起算して30日前までの周知が必要とされている。)

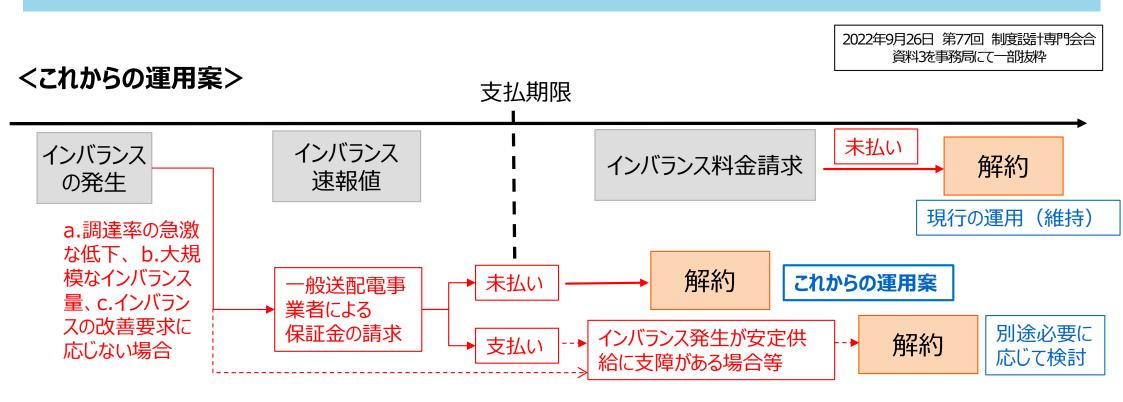
ただし、需要家の契約切替に必要な期間等を考慮して、より長い周知期間を確保すべきと考えられる(詳細は次スライドを参照)。

「小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合」の周知期間②

- 数万件~十数万件の低圧契約を有する小売電気事業者が撤退した際、撤退公表から2ヶ月経過した後も、数千件の契約が切替を完了していないケースが複数発生した。
- また、特別高圧や高圧の小売供給契約においては、中途解約や更新拒絶の通知期間として、 3ヶ月と定められている例が見られる。その理由について、新電力に対してヒアリングを行ったところ、 「特別高圧や高圧では(一般送配電事業者や需要家の設備状況等によって異なるものの、) 契約切替手続自体に1か月以上かかるケースもあり、さらに、需要家が切替先を検討する期間も 低圧に比べて長く必要となるため」との回答があった。
- 特に、官公庁等では、電力の調達を行う際に入札が必要であり、入札を含めた契約切替手続に かかる期間を考慮する必要がある。
- これらを踏まえると、より長い周知期間を確保する必要がある可能性が高いケースとして、「1万件以上の契約を解除する場合」「特別高圧・高圧の契約を解除する場合は、低圧の需要家に対しても周知すべきである。)」「需要家側で入札手続が必要となる場合」などが挙げられるのではないか。また、これらのケースでは、90日以上の周知期間が適切と考えられるのではないか。
- これらを踏まえ、必要な周知期間を担保するべく、制度的措置の検討を進めることとしてはどうか。

「小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合」の需要家通知①

- 第77回制度設計専門会合で、インバランス量の急増等があった場合に、一般送配電事業者が 小売電気事業者に対して「インバランス料金の未収リスクに備えた保証金」の支払いを求め、小売 電気事業者が保証金を支払わない場合には託送解約を許容する、という新運用について御議論 を頂いたところ。
- インバランス料金等の未払いによる託送解約や、上記運用による託送解約のように、「小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合」」が想定されるが、その場合の需要家への情報提供の 在り方について検討を行った。



「小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合」の需要家通知②

- 小売営業GLでは、一般送配電事業者が託送解約を行う場合、電気の供給停止の**1ヶ月程度 前及び5日程度前までの各時期**に、需要家に対して予告通知を行うことが必要である。
- 上記の予告通知は、前スライドの新運用 (保証金の請求) においても同様に必要であるため、保証金の未払いを理由に託送解約された場合においても、電気の供給停止までの間に需要家が最終保障供給等への契約切替を行うための一定の猶予期間が、引き続き、確保されることとなる。

電力の小売営業に関する指針

(令和4年9月16日改定版)

5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(3) 一般送配電事業者又は配電事業者による託送供給契約の解除時の手続

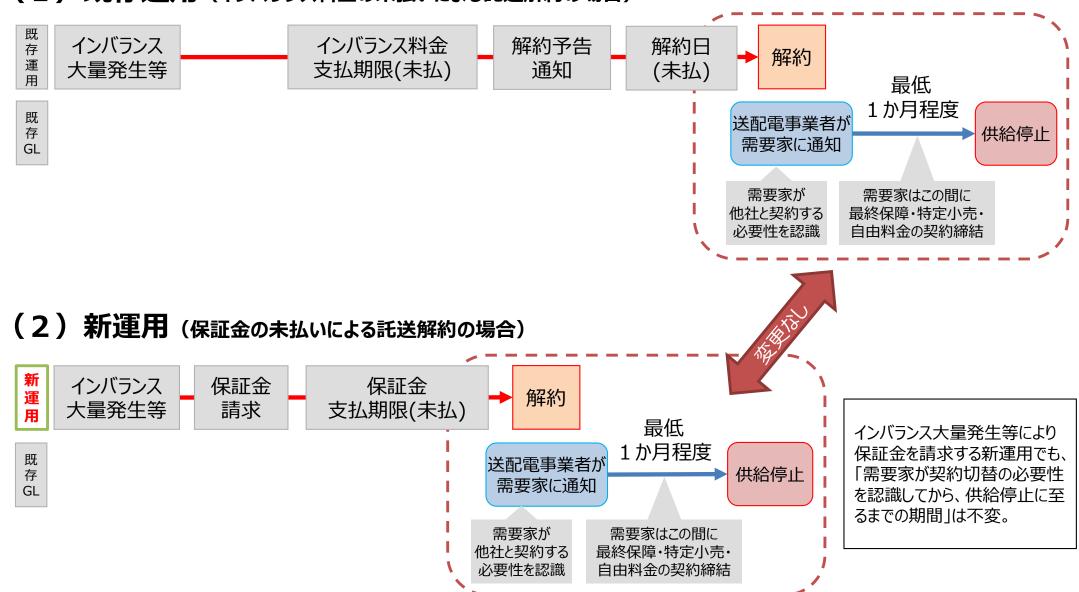
(前略)一般送配電事業者又は配電事業者が小売電気事業者による**託送料金の未払等を理由に託送供給契約を解除する** 事態も想定される。(中略)一般送配電事業者又は配電事業者が、小売電気事業者の上記のような事由を理由に託送供給契約を解除する場合については、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

- ① 託送供給契約の解除を理由に**電気の供給を停止する1月程度前及び5日程度前までの各々の時期**に、需要家に対して供給停止日を明示して、託送供給契約の解除により**電気の供給を停止する旨の予告通知を行う**こと。
- ② 上記①の通知の際に、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給(経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給)を申し込む方法があることを説明すること(説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当)。

(以下略)

【参考】託送解約に関する既存運用と新運用の比較

(1) 既存運用(インバランス料金の未払いによる託送解約の場合)

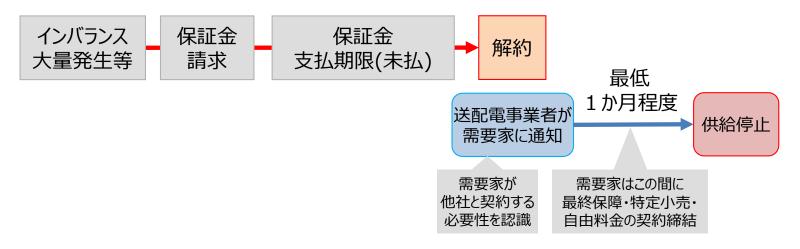


「小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合」の需要家通知③

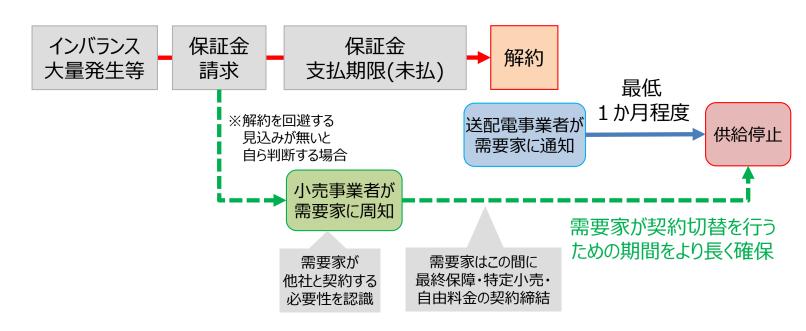
- 現行の小売営業GLでは、託送解約の際、一般送配電事業者が行うべき行為に関しては記載がある一方で、小売電気事業者が行うべき行為は明確ではない。
- 小売電気事業者は、託送解約の時期を自ら決定できないものの、需要家に情報提供を行うことのできる重要な主体であると考えられる。そのため、託送解約が避けられない状況になった場合、一般送配電事業者のみならず、小売電気事業者からも需要家に速やかに周知することで、需要家が契約切替を行うための期間をより長く確保することが可能となる。
- その上で、小売電気事業者が一般送配電事業者から解約予告通知を受けたものの、託送解約までの間に資金調達に成功し、託送解約を回避した例も存在する。そのため、小売電気事業者に対して常に早期の周知を求めた場合、託送解約を回避して事業を継続する余地を奪うことになる可能性がある。
- そこで、小売営業GLでは、小売電気事業者は、託送料金等 (インバランス料金や保証金を含む) の未払いなどによって **託送解約がなされる可能性を認識した場合**であって、資金調達など **託送解約を回避 するための措置を講じることが出来る見込みが無いと自ら判断した場合**は、 **需要家に速やかに 周知する**ことを求めてはどうか。
- 具体的には、上記の場合において**需要家に速やかに周知しないことは「問題となる行為」**と規定してはどうか。

【参考】小売電気事業者からの通知のイメージ(保証金の未払いの場合)

(1)現行の小売営業GL



(2)新しい小売営業GL



小売電気事業者と需要家との間で解約を行う際の対応

- 第76回制度設計専門会合において、小売電気事業の休廃止時 (事業者側からの解約時) の具体的な周知方法について、御議論を頂いた。その上で、今回、需要家側から解約する場合についても、必要な対応をあわせて検討した。
- 需要家側から解約の申出があった場合、その内容によっては、解約の種類・範囲・時期等の条件 が複雑になることも想定される。そのため、需要家と小売電気事業者の間で、解約内容について 確実に認識共有できるようにすることが重要である。
- そのため、小売電気事業者が、需要家から解約やそれに関連する問い合わせ等を受ける際には、需要家の利便性を確保しつつ、確実な認識共有を可能とするため、<u>複数の方法</u>(例:WEB、メール、郵送、電話等)を利用可能とすることが望ましい旨を、小売営業GLに規定してはどうか。

【参考】小売電気事業の休廃止等を行う際の周知

- 電気事業法施行規則第3条の11によれば、小売電気事業者は、事業休廃止時には、以下のいずれかの方法で適切に周知しなければならない。
 - ① 訪問
 - ② 電話
 - ③ 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
 - ④ 電子メールの送信
 - ⑤ 当該小売電気事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、 又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法
- 小売電気事業者の休廃止等が増加していることに鑑み、休廃止時に求められる適切な 周知方法について、小売営業GLで明確化する必要があるのではないか。
- 具体的には、**需要家が事業の休廃止に係る情報を確実に認識できるようにすること**が 必要であることから、以下を小売営業GLに明記することとしてはどうか。
 - 単に上記①~⑤の方法のいずれかを用いればよいということではなく、これらの方法の中で、**連絡を受けた需要家が事業の休廃止について確実に認識するような方法 を用いる必要がある**こと
 - 需要家が事業の休廃止について**容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記 述する必要がある**こと